

## 特 集

# 一般財団法人会計教育研修機構 創立1周年記念セミナー 「オーストラリアから学ぶ IFRSの実務的導入」



2011年2月8日（火）に、一般財団法人会計教育研修機構（JFAEL）の創立1周年記念セミナーとして、「オーストラリアから学ぶIFRSの実務的導入」が、東京・グランドプリンスホテル赤坂にて開催された。本セミナーは、JFAELが主催、日本公認会計士協会及びIFRS対応会議が共催、日本経済団体連合会、東京証券取引所グループ、財務会計基準機構、全国銀行協会及び日本監査役協会が後援するものであり、国際財務報告基準（IFRS）の導入先進国であるオーストラリアから先行事例を直接伺い知ることができる貴重なセミナーである。

我が国では、既に2010年にIFRSの任意適用会社が登場し、さらに、数社がIFRSの任意適用を正式に表明しており、今後とも順調に任意適用会社が増えるものと思われる。2012年を目処とする強制適用の判断も間近に控え、満席の会場は基調講演及びパネルディスカッションに熱心に耳を傾けており、IFRS導入先進国からの実務的な経験談を知ろうという意気込みが感じられた。

本セミナーでは、前半に山田辰己 国際会計基準審議会（IASB）理事から「IASBの最近の活動状況」、ロバート・ガーネット IFRS解釈指針委員会議長から「IFRS解釈指針委員会アップデート」が基調講演として行われ、後半はパネルディスカッションが行われた。

本稿では、パネルディスカッションについて報告するが、これは、各パネリストのプレゼンテーション及び質疑応答を筆者が要約したものであり、講演者の公式な発表ではないことをあらかじめお断りしておく。

## 1 パネリスト及びモデレーター の紹介

パネリスト（肩書きは当日のもの）

- ・ 島崎憲明氏（IFRS財団評議員）
- ・ ジェフリー・ルーシー氏（IFRS財団評議員）
- ・ ブルース・ブルック氏（ボートロングイヤーリミテッド取締役）
- ・ 野崎邦夫氏（住友化学㈱常務執行役員）
- ・ 國部 毅氏（㈱三井住友銀行取

締役専務執行役員）

- ・ 関根愛子氏（あらた監査法人代表社員）

モデレーター

- ・ 木下俊男氏（日本公認会計士協会専務理事）

## 2 プレゼンテーション

パネルディスカッションの冒頭では、モデレーターより趣旨説明と導入、各パネリストからプレゼンテー

ションがあった。

### (1) 木下俊男 日本公認会計士協会 専務理事—趣旨説明と導入

今回は、IFRS先進国であるオーストラリアからお2人をお招きし、IFRS導入時における具体的かつ実務的な質疑を行い、その知見を我が国のIFRS導入に活用するという企画である。我が国においても、企業会計審議会の中間報告公表後、IFRS対応会議が民間主導で設立され、国際会計基準審議会（IASB）

への意見発信など積極的な活動を行っているところである。2009年9月にオーストラリアへ関係団体が訪問したが、そこから学ぶことが多かった。視察の結果報告を以下のとおりの項目でまとめている<sup>1)</sup>。

- ベネフィット：比較可能性の向上、海外からの資本流入や資本調達コストの低減、グローバル企業の連結経営や財務担当の従業員の異動の流動性向上。
- コスト：導入コストが発生。原則主義なので注記が倍以上に。
- 税法との関係：確定決算主義ではないので、円滑であった。
- 教育・研修：会計士協会をはじめとして、力を入れたが、経営者への啓蒙が十分ではなかった。
- 公会計：非営利団体や公的機関などのすべての企業体に対してIFRSを導入し、簡素化や民間企業との比較可能性が増大した。

## (2) 島崎憲明 IFRS財団評議員－IFRS財団評議員及び我が国の立場から

以下の2点が要旨である。

- ① IFRSは原則主義であり、その解釈権を有するのは、IFRS解釈指針委員会（旧IFRIC）のみであるが、原則主義と実務との間の橋渡しをしたいと考えている。そのため、IFRS導入準備タスク・フォースを立ち上げており、現在、関係者間で質疑が活発に行われている。財務諸表作成者（以下「作成者」という。）と監査人の双方が納得できるような実務（論点サマリーなど）を模索しているところである。
- ② アジア・オセアニア地域は、2011年から2012年にかけて、

IFRSへのコンバージェンスないし導入をする国が多い。また、IFRS財団への拠出額や、G20での重要性も増しており、欧米諸国と比肩し得るような存在に成長している。同地域の声を反映するようにまとめることも、IFRSを支えることになる。既にインドとは、我が国の関係団体との間でダイアログ（対話）を開始しているが、アジア・オセアニアでの各国間の相互関係を築き、同地域・我が国のビジネスモデルを基準見直しに反映するように、意見発信力を強化していきたい。そのプラットフォームは、AOSSG（アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ<sup>2)</sup>）であり、IASBのサテライト・オフィス<sup>3)</sup>だと考えている。

### (3) 國部 毅 ㈱三井住友銀行取締役専務執行役員－我が国の銀行業から

我が国の銀行業の2010年3月期決算において、総資産は、銀行総計が800兆円、そのうち貸出金と有価証券は700兆円あり、業務純益総計が16兆円、そのうち貸出金・有価証券利息は10.5兆円を占めるため、現在改訂中の金融商品に関する基準の適用の影響は、以下のとおり大きい。

- ① 財務面：資産・収益の相当が影響を受け、ボラティリティが高まる。
- ② 収益認識規準の変更、経営管理手法・リスク管理手法の変更が必要になるかもしれない。金融業はシステムへの依存が大きく、勘定系システムや情報システム、商品設計の見直しが必要になるかもしれない。
- ③ 自己資本比率規制については、財務諸表が算定基礎となっており、規制と会計が密接に関連し、経営方針へも影響する。

以上の①～③を踏まえても、会計基準は経済実態を表すものであり、その変更が経済実態に影響を与えるべきものではない。導入コストの面からも影響を低減させる必要がある。

また、IASBへの要望としては、まず、各国制度・実務との調和が必要であると考えている。IFRSは、100か国以上が導入しているが、欧米の事例や考え方が参照されがちである。三井住友フィナンシャル・グループは、ニューヨーク証券取引所へ2010年に上場したものの、我が国の慣行を取引所・規制当局等に理解してもらうのに苦労した。各国の商・会計慣行や会計実務の理解がIFRSのグローバル化には必要で、AOSSGやIFRS財団のサテライト・オフィス設置などの取組みは意義深いものだと考えている。

さらに、基準改訂による準備期間についてであるが、銀行業はその決済システムなど社会インフラとして必要なことから、相当の期間が必要と考えている。

そのほか、基準の解釈についても、基準設定主体側から、考え方を示すような事例を増やすことも必要かもしれない。それが安定的な運用や、各国の導入コスト低減へつながるものである。

### (4) 野崎邦夫 住友化学㈱常務執行役員－我が国の製造業の立場から

経済や日本企業のグローバル化から、国境を越えた資金調達・事業活動・M&Aが重要になってきており、連結財務諸表においては、IFRSないしそれと同様の日本基準の導入は避けられない。しかし、法人税法や会社法、さらには、我が国の会計慣行との親和性については、課題があると考えている。

製造業は、絶え間ない研究開発や技術革新を行うことが利益の源泉と考えているが、それらは時間を要するため、安定的な経営を行う必要がある。また、費用化を早めることで健全な財務内容を維持し、そこから得られたキャッシュ・フローを、研究開発の資金としている。M&Aなどの手法もあるが、独自開発が競争力の源泉であり、そうでないと国際競争に打ち勝つことができないということもある。資産・負債アプローチのIFRSは、投資家への説明やM&Aには有用だが、経営の観点からは下記のような悩みがある。

- 開発費の会計処理：性質と我が国の実務から、早期費用化に意味はある。
- 減価償却費：マーケット変化や、技術革新に備えるべく得られたキャッシュ・フローを、研究開発の原資とする。
- 経営の安定性：IFRSを導入すると、例えば、企業結合時の「のれん」の非償却などで、経営のボラティリティが高まることもある。考え方は分かるが、現実にはM&Aにより、のれんが巨額になる可能性がある。また、会計基準が異なることで提示できる買収額が異なることや、減損損失の計上が、経営の安定性を損なうリスクもある。
- その他、退職後給付の数理差異や公正価値の測定についての懸念等。

以上から、下記の点が重要であると思われる。

- 日本からの意見発信。
- ダイナミック・アプローチ：

単体財務諸表の作成・目的・ニーズは連結と重なる部分とそうでない部分がある。コンバージョンの中では、損金経理要件の緩和も望まれ、意見発信や問題提起が必要である。

- 会計監査：原則主義が原理主義にならぬように、原則主義と実務の架け橋が必要である。個別企業の事象や特性を勘案した配慮が望まれる。
- システム：十分な準備期間をどう考えるべきか。
- 経営管理：企業内部の経営指標については、見直しが必要になるかもしれない。また、重要な経営管理指標は、外部に公表することが必要かもしれない。投資家やアナリストの意識変化が必要と思われる。

#### (5) 関根愛子 あらた監査法人代表社員－監査人の立場から

監査人の立場から、3つの現状と課題があると考えている。

- ① 人材育成：最重要課題であり、IFRSについての正確な知識を身に付けることである。原則主義においては、監査人も判断を求められ、事象や企業の状況に応じて適切に判断することは難しい。適切な判断力を養うため、座学+OJTが必要になってくる。
- ② 情報収集と提供の体制：監査法人が出版するマニュアルは定期的に改訂しているが、これは解釈ではなく、見解であり、監査や会計アドバイスをを行う上でグレーな部分が生じるのを避けるためである。
- ③ 個別基準の解釈：IFRSについては、国際的な基準であるため、日本独自の対応で済むものでもな

いし、どこかで決めたものを輸入するものでもない。

監査法人のIFRSについての見解も、グローバルな組織を組成し作成したものである。その見解をまとめたものをマニュアルといている。ある論点について、監査又は会計アドバイスをを行うチームは、基準やIFRIC（解釈指針）、マニュアルを参考に判断を下すことになる。

マニュアルは、ある監査法人において一定以上のプレを生じさせないためである。IFRSの解釈上、悩ましい論点は、日本からも参加するグローバルな組織にも相談することとし、大半は日本において解決できる。日本におけるIFRSは、任意適用が始まったばかりで、経験を積んでいきたいと考えている。

#### (6) ジェフリー・ルーシー IFRS財団評議員－オーストラリアの規制当局（FRC「財務報告審議会」）の立場から

オーストラリアでは、2002年に、2005年1月からのIFRSの導入を意思決定した。なお、これは欧州と同じ導入計画であったが、当時のIFRSは安定的なものであって、基準の大幅な改訂が進んでいる現在とは状況が異なる。

導入したのは、下記の理由（ベネフィット）からである。

- オーストラリアへの資本流入促進＝資本コストの低下、オーストラリア企業の競争力強化にとって重要。
- 多国籍企業の財務諸表の作成者・監査人・利用者にとってのコスト低減。
- 金融商品などオーストラリア

基準の不備を解消。

これに対するコストは、独自の基準を設定できなくなる（基準設定については議会の承認が必要だった）であるが、新しい基準の導入には、コストが当然かかるものである。

経営者や監査委員会などが、基準を理解することが肝要であり、IFRSの導入により、財務諸表の概観や表示は変わることになる。

失敗談としては、AFRSと称し、IFRSで認められている選択適用の除外や、追加開示を求めたことのほか、AFRSは純粋なIFRSとは異なるローカル基準という誤解を招いたことである。

なお、オーストラリアではすべての会社が会計監査を受けるため、導入当時は、多くの企業が解釈を求めており、監査人が相談を受けることができるように、独立性に関する規則を緩和していた。

また、初度適用に関して2,000万豪ドルから1億豪ドル程コストがかかり、大手銀行等金融機関はこの上限近く、製造業は下限近くとなった模様であるものの、先に述べたようなベネフィットがコストを上回った。

継続的な課題としては、国内の基準設定主体であるAASBが、共通の課題や固有の課題を理解・共有し、IASBへ意見発信することである。オーストラリアの経済規模が必ずしも大きくはないことから、同国固有の論点（例：採掘活動）に関しては、IASBにおける審議の優先順位が必ずしも高くないことを容認しつつ、AOSSGと連携し、IASBへの意見発信の影響力及び実効性の向上が必要である。

(7) ブルース・ブルック ポートロ  
ンガイヤーリミテッド取締役・オース  
トラリアの財務諸表作成者の立  
場から

ブルック氏はIFRSの導入の決定前から、資本市場やビジネス、人材のグローバル化が進み、会計のルールが異なることが煩雑で同じ基準があればと感じていた。しかし、米国の会計基準は、細則主義で、米国の法律や政治などの影響が強すぎると思っていた。当初は、オーストラリアの会計基準がIAS（国際会計基準）に調和するための活動をしていたが、資本コストの低減という目的から、2002年にオーストラリアはIFRSの導入を決断した。

ある企業の経営者として、ローカルの基準、英国の基準及び米国の基準を使っていたが、IFRSに統一することで、事業の中身を統一して、みることができた。

主要な論点並びに提言としては、下記のようなことがある。

- 入念な準備：導入の影響を経営者も理解し、ITシステムの整備も行っておくこと。
- 予算管理：事業予算もIFRSで策定しておくこと。
- 影響の理解：会計処理が影響を受けるだけで、キャッシュ・フローが影響を受けるわけではないことを、投資家にも周知しておく。
- 借入金の財務制限条項など財務指標の変化：IFRSの導入で、金融機関との交渉や契約内容の変更が必要になることもある。

完璧を求めずに適切な計画を立案し準備を進めて、成功を収めることが肝要である。

3 パネルディスカッション



(木下) IFRSの導入でコストがかかるかと思われるが、三井住友フィナンシャル・グループのニューヨーク証券取引所上場時の経験をお聞かせいただきたい。

(國部) 上場時には、IFRSによる連結財務諸表を作成し、規制当局等へ提出したが、その際は、日本基準からの組替調整を行った。上場コストとしては、監査報酬に加え、外部アドバイザーや弁護士費用がかかった。なお、正式に我が国で適用することが決まった場合は、相当のITシステムへの投資が必要になるのではないかと。

(木下) 金融機関では、ITシステムへのコストが相当かかることになるのではないかと。

(ルーシー) 金融機関については、単にIFRSの導入だけで済む話ではなく、自己資本規制も考慮する必要があった。当時は、監査人もIFRSに習熟していないこともあり、ITシステムの開発にもかなりのコストがかかった。

(木下) 我が国は、このオーストラリアの経験を活用できるか。

(野崎) 現時点では、コンサルタントも雇い、日本基準とIFRSの差異分析を実施しているが、オーストラリアの基準と当時のIFRSとの間では内容が近似していたため、コス

トを抑えることができたのか。

(ブルック) ビジネスとして財務報告を考える際に、どのようなベネフィットがもたらされるかを常に考えていた。オーストラリアの基準は、かなりIFRSに調和していたが、それでも事前にかかなりの費用を要した。ベネフィットは資本コストの減少であり、コストが発生するものとして、問題を解決することが先決と考えた。

(木下) 先ほど、國部氏からは、監査報酬の話が出たが、IFRSは英語で書かれており、国内だけで解決しているのかどうか、日本における監査対応やグローバルな監査法人の意思決定プロセスについてお聞きしたい。

(関根) 原則主義と国際的な基準とは、関係はあるが両者を分けて考えた方がよい。

原則主義の下での解釈については、考えることや経験が必要で、試行錯誤が否めない。

国際的な基準については、グローバルな考えを取り入れなければならないので、コストや時間はかかってしまう。監査法人では、なるべくこのコストや時間を取り除こうとしており、日本にIFRSが取り入れられていくうちに、解消されていくものと考えている。

(木下) オーストラリアでは、基準の解釈は国内で解決したのか。

(ルーシー) 間違いなくロンドンに問い合わせたが、それはかえってプラスの面もあると思う。国内だけで完結し、後に修正再表示をしなければならなくなるよりはよい。そのほかに、Financial Reporting Panelという組織を政府が設置し、関係者間で意見が分かれた場合の判断を委ねていたが、2007年末で1件しか事例がなかった。

(ブルック) IFRSの導入は全く新しいものであり、グローバルなレベルで情報共有ができるようになる。IFRSの場合は、どこかの国がIFRSの持ち主ではなく、グローバルな協力が可能であり、また、国際的な会計事務所が協力して、グローバルによいサービスを提供するという面もある。

(木下) 我が国では2012年を目処に強制適用を行うかどうかの意思決定をすることになるが、米国のSEC(証券取引委員会)は2011年に意思決定するとされている。SECのプログレスレポートでは、“incorporation”、“condorsement”なる単語が用いられているようだが、米国の動向はどうなっているか。

(島崎) 個人的な見立てだが、米国のFASB(財務会計基準審議会)はIASBとのMoU(覚書)に基づいて、2011年にコンバージェンスを完了し、IFRSと米国の基準との差異を縮小させ、次のステップに繋げようとしており、そのような単語が出てきたと思われる。SECの主任会計士の発言では、IASBの開発した基準は中身次第であるといっているようだ。米国は引き続きコンバージェンスを続けるが、第2のMoUはなく、企業ごとの分類や米国基準とIFRSが両立する可能性がある。

(ルーシー) G20の声明では、1組のグローバルな会計基準を作成するとしており、国内上場企業へのIFRSの適用を容認する可能性が高いと思われる。

(木下) 実務的には米国もIFRSを導入するしかないと考えており、AICPA(米国公認会計士協会)も独自に教育プログラムを作成しているほか、会計士試験にもIFRSが入る

という情報がある。

(島崎) ある一面ではそうだと思う。AICPAではそうかもしれないが、我が国ではどうやって導入するか、どういう企業の範囲にすべきかは議論すべきかと思われる。作成者側の問題も含めて考えていく必要があり、日本企業の国際競争力の確保という点への考察も肝要だ。

(國部) IFRSの強制適用の判断の際は、企業のメリット/デメリット、日本経済や企業の競争力の観点で議論が十分に尽くされるべきである。その場合、連結と単体、単体と法人税法の関係が論点としてあるが、銀行業の場合、単体も自己資本規制の対象であり、IFRSが単体にも適用できる選択肢があってもよいと思う。

(野崎) 国際競争力を確保すること、技術開発力で世界に存在感を保つことが大事である。技術を育成するために会計がどのように貢献できるか、また、我が国からの意見発信を行っていくことも重要である。

(関根) 国際競争力をつけるためには、IFRSに対応しなければならない。また、国際社会でも耐えられるように、監査人という立場から貢献をしなければならないと考えている。

(ルーシー) オーストラリアでのIFRS導入はプラスだったが、日本でのIFRSの導入は日本人が納得し、情報を把握した上で決定することが必要だ。IFRS財団の評議員として2名の日本人を輩出していることもあり、日本が国際社会で引き続き貢献することを期待したい。

## 4 おわりに

日本人側のパネリストからは、我が国におけるIFRSの実務的な悩み・

課題及び対応が忌憚なく紹介されており、筆者を含め、聴衆には共感することが多いのではなかったかと思われる。それを受けて、ルーシー氏及びブルック氏が、オーストラリアにおける導入状況や導入によるベネフィット（便益）が導入コストを上回ったこと、さらには失敗談等を包み隠さず話されており、興味深い話を聞くことができた。

また、本稿では記載を割愛したが、前半の山田理事の「IASBの最近の活動状況」では、IASBが現在鋭意

取り組んでいるIFRSの改訂プロジェクトの状況が丁寧に説明され、ガーネット氏からは普段直接聞くことのできないIFRS解釈指針委員会の活動内容など紹介されていた。

後半のパネルディスカッションは、予定された時間を超過するなど、盛況のうちにセミナーは終了した。

〈注〉

- 1 『会計・監査ジャーナル』2009年12月号に調査報告書が掲載されている。

- 2 AOSSGの活動については、『季刊会計基準』第31号に詳細な報告がなされている。

- 3 アジア・オセアニアのIFRS財団のサテライトオフィスの東京への設置は、2011年2月10日にIFRS財団から公表されている。

（自主規制・業務本部 IFRSデスク  
樋口尚文）

	教材コード	J 0 2 0 6 2 5
	研修コード	2 1 0 3 9 9
	履修単位	1単位